

令和7年1月21日

各 位

新潟東港地域水道用水供給企業団

週休 2 日工事（送水管工事）の積算方法について

土木工事等において、週休 2 日の質の向上を目的として、月単位・通期制への移行が進められていますが、当企業団の送水管工事においては、当面の間、以下のとおり取り扱います。なお、その他の積算条件は設計図書に示してあるとおりです。

1. 本通知の適用時期・適用対象

令和 7 年 1 月単価以降を適用した送水管等布設工事。なお、水道施設整備費に係る歩掛表（水道事業実務必携）の記載内容が変わらない限り、この取扱いは継続し、取扱いを改める場合は別途通知を行う。

2. 週休 2 日工事の発注方式

週休 2 日対象工事である場合、令和 7 年 1 月実施要領のとおり、「受注者希望Ⅰ型」、「受注者希望Ⅱ型」のいずれかとする。

3. 週休 2 日の達成状況区分

令和 6 年度水道事業実務必携に掲載されているとおり、「4 週 8 休以上」、「4 週 7 休以上 4 週 8 休未満」、「4 週 6 休以上 4 週 7 休未満」の区分で達成状況を判断する。

4. 積算方法

以下のとおり、令和 6 年度水道事業実務必携に掲載の補正係数に準じる。また、補正の端数処理は令和 7 年 1 月 21 日付『「週休 2 日工事(送水管工事)」における費用の計上方法について』による。

- 労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率
達成状況区分に応じた補正係数※1 を乗じる。
- 市場単価方式
達成状況区分に応じた補正係数※1 を乗じる。
- 土木工事標準単価
達成状況区分に応じた補正係数※2 を乗じる。

※1 水道事業実務必携、または当企業団の『「週休 2 日工事（送水管工事）」（令和 7 年 1 月）実施要領』に掲載の補正係数

※2 令和 6 年 3 月 6 日付国技建管第 10 号『土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）』の別紙 2（令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事に適用する補正係数）を適用する。

参考 URL：<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001730360.pdf>